

令和 8 年度佐賀県地域職業訓練実施計画

1 総説

(1) 計画のねらい

本計画は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、公共職業能力開発施設等で行われる職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）や、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「支援法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、国及び佐賀県が一体となって特定求職者を含む求職者等に対する職業訓練受講の機会を十分に確保するため、職業訓練の実施に関し、重要な事項を定めたものである。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定及び労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、佐賀労働局、佐賀県内公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）及び地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行う。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

(1) 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

県内のハローワーク（佐賀、唐津、武雄、伊万里、鳥栖、鹿島）において、令和 7 年 7～8 月に実施した「訓練ニーズに関するアンケート調査」の結果では、回答した求職者 581 名のうち、「ハロートレーニング（職業訓練）を受講してみたい」と回答した求職者は 140 名（24.1%）で、受講してみたい訓練コースは、多い順に「パソコン操作（ワード・エクセル等）」61 名（28.1%）、「Web デザイン（JavaScript、PhotoShop 等）」34 名（15.7%）、「事務系（会計簿記、医療事務等）」30 名（13.8%）であり、事務系の希望者が多い状況にあった。

また、アンケートに回答した求人者 143 事業所のうち、採用時において必要なスキルや知識、重視するものは、多い順で「コミュニケーション能力」68 事業所（28.1%）、「ビジネスマナー」66 事業所（27.3%）、「業務上必要な資格」が 49 事業所（20.2%）、であった。その他、ワード・エクセル・パワーポイントなどパソコンの基礎的なスキ

ルについても、一定のニーズが見られた。

労働市場の動向としては、本県における令和7年11月末現在の有効求人倍率は1.16倍となり、依然として企業の採用意向は高い状況にあるが、求人の動きにやや足踏み感がみられ、物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要がある。

一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、多様な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、少子高齢化・人口減少が急速に進展する中、本県の持続的な成長を実現するためには、多様な人材の活躍促進、求職者の能力開発等による求人と求職のマッチング推進、人材育成による生産性の向上などにより、企業の事業体制の確保・整備を支援することが重要である。

こうした課題を踏まえ、公的職業訓練においては、人手不足が深刻な分野、デジタル等の成長が見込まれる分野等に向けた人材の育成を図るとともに、在職者の生産性の向上を進める等、企業の人材ニーズを踏まえた職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

くわえて、外国人労働者、女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進のためそれぞれの課題に応じた能力開発を行い、円滑な再就職を図る必要がある。

(2) 令和7年度における公的職業訓練をめぐる状況

- ・ 令和7年度の佐賀県内における新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和7年11月末現在で12,960人であった。

そうした中、令和7年度の職業訓練の受講者数は次のとおりであった。

公共職業訓練（離職者訓練）	632人（令和7年11月末現在）
求職者支援訓練	190人（令和7年11月末現在）
公共職業訓練（在職者訓練）	613人（令和7年11月末現在）
うち生産性向上支援訓練	826人（令和7年11月末現在）

- ・ 令和7年度の職業訓練の就職率は次のとおりであった。

公的職業訓練（離職者訓練）うち

施設内訓練（佐賀職業能力開発促進センター） 89.9%
（令和7年11月末現在）

委託訓練（県立産業技術学院） 69.2%
（令和7年8月末現在）

求職者支援訓練

基礎コース 60.4%

実践コース 47.3%

注1 求職者支援訓練については、平成26年4月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いている。

注2 公共職業訓練（施設内訓練・委託訓練）は令和7年4月から令和7年8月末までの訓練修了者等の訓練修了後3か月の就職率である。

注 3 求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは、令和 6 年 4 月以降、令和 7 年 3 月末までに修了したコースの訓練修了者等の訓練修了後 3 か月の就職率である。

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

離職者を対象とする公的職業訓練については、佐賀県内において人材不足が深刻な分野や、成長が見込まれる分野等の人材育成に重点を置きつつ実施する。

令和 6 年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、応募倍率が高く、就職率が低い訓練分野（「デザイン分野」）が見られた。この課題の解消を目指すため、引き続き、求人ニーズに即した効果的な訓練内容であるかどうかの検討を行う。

また、本人の受講希望だけでなく、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談、受講あっせんができるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者歓迎求人等の確保を推進するとともに、事業主に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。

県内における公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう引き続き、佐賀労働局、佐賀県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部（以下「支援機構佐賀支部」という）をはじめとする関係地方自治体・行政機関、訓練実施機関・団体や労使団体等の幅広い連携・協力関係を密にして、佐賀県の人材育成に取り組む。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

（1）離職者に対する公的職業訓練

ア 離職者に対する公共職業訓練

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した委託訓練と、佐賀県立産業技術学院及び支援機構佐賀支部佐賀職業能力開発促進センターが行う施設内訓練との役割分担の下実施し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を行う。

なお、本県における施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施することが困難な「ものづくり分野」において実施する。

① 施設内訓練に係る実施規模と分野

○佐賀県立産業技術学院

- 産業技術学院では、高等学校新卒者や若手離転職者を対象に、ものづくり分野の職業訓練科目を設定し、施設内訓練を実施する。生産現場で即戦力となる若手・技能者を育成するための訓練を実施する。
- 令和 8 年度入校生の定員・訓練科目は、以下のとおりである。
全ての訓練科について 18～39 歳入校、普通課程 2 年コースで実施する。
なお、従前の「機械技術科」は令和 6 年度から「機械システム科」へと学科名称

を変更し、デジタル技術・制御に関するカリキュラムを強化している。

施設名称	訓練科名	定員
佐賀県立 産業技術学院	建築技術・設計科	15 人
	機械システム科	20 人
	自動車工学科	15 人
	電気システム科	20 人
	木工芸デザイン科	10 人
合 計	5 科	80 人

○支援機構佐賀支部佐賀職業能力開発促進センター

佐賀職業能力開発促進センターでは、地域の事業主団体や事業主等の人材ニーズに基づき、主にものづくり分野であって、民間教育訓練機関では実施が難しいコースを実施する。

(ア) 短期課程普通職業訓練

- ・ 佐賀職業能力開発促進センターでは、短期課程普通職業訓練を実施する。
(訓練期間：6 ヶ月)
- ・ 令和8年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	訓練科名	定員
佐賀職業能力開発 促進センター	CAD/NC オペレーション科	60 人
	CAD ものづくりサポート科	30 人
	溶接技術科	48 人
	電気設備施工科	60 人
	住環境 CAD 科	60 人
合 計	5 科	258 人

(イ) 日本版デュアルシステム (短期課程活用型)

- ・ 日本版デュアルシステム (短期課程活用型) では、概ね 55 歳未満の求職者を対象に、佐賀職業能力開発促進センターで実施する職業訓練と企業等での実習を組み合わせる。(訓練期間：6 ヶ月)
- ・ 令和8年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	訓練科名	定員
佐賀職業能力 開発促進センター	電気保全サービス科	24 人
合 計	1 科	24 人

(ウ) 橋渡し訓練 (集合型)

上記 (ア) 訓練コース開講前に、コミュニケーション能力やビジネスマナー、各訓練科において必要となる専門基礎能力や IT に係る能力を習得する訓練を行う。(訓練期間：1 ヶ月)

施設名称	定員
佐賀職業能力開発促進センター	56 人

② 委託訓練に係る実施規模と分野 <佐賀県立産業技術学院>

委託訓練では、専修学校、NPO 法人等民間教育訓練機関の様々な教育資源を活用しながら、地域の雇用情勢や産業界のニーズに的確に対応し、雇用が見込まれる分野の職業訓練を、機動的かつ弾力的に実施する。

- ・ 令和 8 年度に開始する訓練の訓練定員を 497 人として実施する。
- ・ 訓練分野は、雇用の受け皿として期待される介護、保育及び医療などの分野や会計経理・ビジネス実務等企業の即戦力となる人材及び IT 分野をはじめ様々なデジタル人材等を養成する訓練を充実させる。
- ・ これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースを引き続き実施する。
- ・ デジタル分野の訓練コースを推進していく一方で、産業構造の変化や人材の流動化に対応するため、社会人として標準的に習得を求められる基礎的な IT リテラシーを習得する訓練コースも引き続き実施する。
- ・ 定住外国人向け及び中高年齢者等、多様なニーズに配慮したコースを設定する。
- ・ 令和 8 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	区分	定員
佐賀県立 産業技術学院	建設系	0 人
	事務系	358 人
	情報系	109 人
	サービス系	26 人
	介護系	4 人
	その他	0 人
合 計	4 系	497 人

※ 公共職業訓練（離職者訓練）受講者の訓練 3 ヶ月後における就職率は、施設内訓練で 80%、委託訓練で 75%を目指す。

イ 求職者支援訓練

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、必要な訓練機会を提供するため、訓練認定規模 455 人を上限とする。

訓練内容については、基礎的能力のみを習得する基礎コースと、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する実践コースを設定する。その際、成長分野及び人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえた上で、対象者の特性や訓練ニーズに応じた多様な分野の訓練コースの設定に努めることとする。

くわえて、育児や介護等多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるように、オンライン訓練（e ラーニングを含む）等の設置を推進する。

また、県内において訓練機会の提供が不足している地域について、地域ニーズ枠を設定することとし、当該地域の訓練ニーズ及び公共職業訓練（離職者訓練）の実施状況等を踏まえた上で、認定規模の10%以内で設定する。

子育て中の女性の再就職を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

求職者支援訓練のうち、次の上限値以下で新規参入となる職業訓練を認定する。

基礎コース 上限値 30%

実践コース 上限値 30%

求職者支援訓練は、1ヶ月ごとに認定することとし、申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

新規参入枠については、職業訓練計画案等が良好なものから

実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

- ・雇用保険適用就職率の目標は、基礎コース58%、実践コース63%を目指す。
- ・令和8年度の訓練認定分野、規模及び認定における規定は以下のとおりである。

佐賀県における令和8年度の求職者支援訓練の実施規模と分野【暫定】

	基礎コース		実践コース						合計
		地域ニーズ	介護	医療	デジタル	営・販・事	その他	計	
第1四半期	40	(15)	20	20	30	50	20	140	180
第2四半期	40		15		20	30	20	85	125
第3四半期	25				25	20	20	65	90
第4四半期	20				20	20		40	60
合計	125	(15)	35	20	95	120	60	330	455

- ※1. 認定は1ヶ月毎に行う。認定単位期間毎の具体的な内容は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部のホームページで周知する。
- ※2. 各コースの定員数は概ね10～30名の範囲とし、応募状況により地域職業訓練実施計画に定める訓練実施規模の枠内において定員増の変更が可能とする。
- ※3. 計画数を超える申請があった場合は、就職実績や運営体制等より選定する。
- ※4. 1認定単位期間内における1申請機関の申請は、全分野を通じて1コースとする。
- ※5. 基礎コースの「地域ニーズ枠」は、ハローワーク武雄・鹿島管轄区域内（武雄市、鹿島市、嬉野市、藤津郡、杵島郡）において実施する優先枠として設定し、認定枠の内数である。なお当該枠の認定がない場合、翌期以降に同じ地域ニーズ枠として設定することができる。
- ※6. 新規参入枠（規模）は、訓練実施規模の枠内において基礎コースは30%以内、実践コースは分野全体の30%以内とするが、1コースの定員に満たない場合であっても1コースは枠として設定できることとする。新規参入枠と実績枠が競合した

場合、新規枠を優先する。

- ※ 7. eラーニングコースについては実践コースの分野全体の概ね40%程度とし、第3四半期までの実践コースの内数として設定することとするが、eラーニングコース枠の上限に達した場合であっても、第3四半期までの全体の認定状況を鑑みてさらに第4四半期で追加設定することができる。
- ※ 8. 実践コースの全国共通分野（介護・医療・福祉、医療事務、デジタル）及び全国共通分野以外の訓練分野（営業・販売・事務、その他）について、その各分野において認定数が上限を下回った場合には、必要に応じ同一認定単位期間で振り替えることができる。
- ※ 9. 実践コースの全国共通分野（介護・医療・福祉、医療事務、デジタル）で認定数が上限を下回った場合には、申請の状況及び翌期以降の計画等を鑑み、必要に応じ翌期の全国共通分野以外の訓練分野（営業・販売・事務、その他）に振り替えることができる。
- ※ 10. 実践コースの全国共通分野以外の訓練分野（営業・販売・事務、その他）で認定数が上限を下回った場合には、申請の状況及び翌期以降の計画等を鑑み、必要に応じ翌期の認定単位期間の全国共通分野（介護・医療・福祉、医療事務、デジタル）に振り替えることができる。
- ※ 11. 第4四半期においては基礎コース・実践コース間の振り替えを行うことができる。振り替え後繰り越し及び中止分が上乗せされる場合がある。
- ※ 12. 上記以外に状況に応じて別途、定員調整を行う場合がある。

※デジタル系はIT分野、デザイン分野のWebデザインの訓練コースを指す。

ウ 職業訓練の効果的な実施のための取組

- ・ 公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、佐賀労働局・佐賀県・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部（以下「関係機関」という。）の連携はもとより、地域の訓練実施機関や民間教育訓練機関、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。
このため、令和8年度においても佐賀県地域職業能力開発促進協議会を開催し、関係者の連携・協力の下に、佐賀県の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練の在り方について検討を行う。
- ・ 適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、関係機関の担当者を構成員とした「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ」を設置し、訓練実施機関や訓練修了者、採用企業からのヒアリングを行うなど、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る
- ・ 求職者支援訓練については、委託訓練と対象者が重なり、訓練実施機関も同一となることがあるため、同一分野訓練の募集期間や訓練期間が可能な限り重複しないよう、引き続き関係機関による調整を行う。
- ・ 受講希望者のニーズに沿った適切な訓練を勧奨できるようハローワーク職員の知識の向上や、訓練実施機関による事前説明会及び見学会の機会確保を図る。
- ・ ハローワークにおいては、訓練実施機関と連携の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施や積極的な求人情報の提供など、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施する。

- ・ 訓練修了 1 か月前を目処に就職先が決まっていない者については、必ずハローワークに誘導を行い、就職相談を受けることができるよう訓練実施機関とハローワークで調整の上、就職支援の徹底を図る。
- ・ 労働局において、ホームページや SNS 等にて職業訓練情報を発信しているが、引き続き実施し、見やすく・わかりやすい内容となるように工夫しながら拡充を図る。
また、令和 7 年度は 6 年度に引き続き、関係機関が一体となり、周知広報イベント「学びフェス～体験！ハロートレーニング～」を開催した。くわえて、県等が主催するイベントにもブースを出展し周知広報に取り組んだ。その検証を行い、今後も効果的な周知広報の方法を検討する。

（２）在職者に対する公共職業訓練等

在職者訓練については、県内の産業構造の変化や技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施する。

効果的な在職者訓練の実施のための取組として、県内の中小企業事業主等の人材育成ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により行う。

また、支援機構佐賀支部佐賀職業能力開発促進センターに設置した生産性向上人材育成支援センターでは、中小企業の生産性向上に必要な生産管理や従業員の IT 利活用等（全ての従業員が今後標準的に装備することが期待されているもの。）の習得に資する訓練を実施する。

<在職者訓練に係る実施規模と分野>

ア 佐賀県立産業技術学院

令和 8 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

（ア）レディメイド訓練

あらかじめテーマ、訓練実施日時等を設定した上で、在職者技能向上訓練を実施し、県内企業の人材育成を図る。

施設名称	担当科	コース数	定員
佐賀県立 産業技術学院	建築技術・設計科	1	10 人
	機械システム科	4	52 人
	自動車工学科	1	10 人
	電気システム科	1	10 人
	木芸デザイン科	1	10 人
	外部委託等	2	20 人
合 計		10 コース	112 人

（イ）オーダーメイド訓練

県内企業が「必要なときに」「必要な訓練を受ける」ことができる「オン

デマンド型」の在職者技能向上訓練を実施することにより、県内企業の競争力を高め、持続的な発展に寄与する人材育成を図る。

令和 8 年度実施計画 21 件

イ 支援機構佐賀支部 佐賀職業能力開発促進センター

令和 8 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

(ア) 在職者訓練

ものづくり分野を中心に、事業主等の人材育成ニーズに基づき計画・実施するレディメイドセミナーや、事業主団体及び事業主等の要望に応じて実施するオーダーメイドセミナーを行う。

施設名称	訓練分類	コース数	定員
佐賀職業能力開発 促進センター	設計・開発	25	414 人
	加工・組立	15	215 人
	工事・施工	3	50 人
	検査	3	60 人
	保全・管理	10	110 人
合 計	5 種類	56 コース	849 人

令和 8 年度実施目標値 410 人

(イ) 生産性向上支援訓練

企業の生産性向上に必要な生産管理、品質管理、原価管理、物流及びマーケティング等に関する知識やスキル及び情報セキュリティ等の IT 理解・活用力を習得するため、民間機関等を活用した職業訓練を行う。

令和 8 年度実施目標値 640 人

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

産業技術学院では、高等学校新卒者や若手離転職者を対象に、ものづくり分野の職業訓練科目を設定し、生産現場で即戦力となる若手・技能者を育成するための施設内訓練を実施する。

・令和 8 年度入校生の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

全ての訓練科について 18～39 歳入校、普通課程 2 年コースで実施する。

なお、従前の「機械技術科」は令和 6 年度から「機械システム科」へと学科名称を変更し、デジタル技術・制御に関するカリキュラムを強化している。

施設名称	訓練科名	定員
佐賀県立 産業技術学院	建築技術・設計科	15 人
	機械システム科	20 人
	自動車工学科	15 人
	電気システム科	20 人
	木工芸デザイン科	10 人
合 計	5 科	80 人

（４）障害者等に対する公共職業訓練

障害者委託訓練では、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓しつつ、知識・技能習得訓練コースにおいて就職支援を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

併せて、採用時に必要なコミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しい障害者に対して、就職活動や就職の実現に資する委託訓練を引き続き実施する。

障害者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組として、障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練内容等の見直しを行う。

また、障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉及び教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

さらに、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、佐賀県障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ、障害者福祉施策と密接な連携を図る。

- ・ 令和 8 年度に開始する訓練の訓練定員を 50 人として実施する。
- ・ 障害のある方の職業的自立を支援するため、各人の能力や適性に応じた職業的基礎と技能を身に付ける職業訓練を実施する。
- ・ 訓練終了 3 ヶ月後における就職率は、55%を目指す。
- ・ 令和 8 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

訓練コース名	訓 練 期 間	定 員
知識・技能習得訓練コース	3か月	15人
実践能力習得訓練コース	3か月	12人
e ラーニングコース	4か月	5人
特別支援学校早期訓練コース	2か月	18人
合 計		50人

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

＜リスクリングの推進＞

総務省における令和 5 年度地方財政対策のひとつとして、「地域におけるリスクリングの推進に関する地方財政措置」が創設された。

本県では、従前から実施している在職者訓練について、令和 8 年度も引き続き取り組みつつ、県内のニーズ等を踏まえた上で、必要とされる人材確保に向け、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングについても適宜取り組む。

また、リスクリングの推進に向けては、県内市町とも連携を図ることとし、今後は、市町も含めた県内の取組状況について別途事業一覧として整理の上、地域職業能力開発促進協議会において、適宜、報告・議論を行う。

ハロートレーニング（離職者向け）の令和８年度計画

別添

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

佐賀県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分 野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） ＋求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	184		89		95
	営業・販売・事務分野	418		298		120
	医療事務分野	80		60		20
	介護・医療・福祉分野	58		23		35
	農業分野	0				
	旅行・観光分野	0				
	デザイン分野	20		20		
	製造分野	287	65		222	
	建設関連分野	75	15		60	
	理容・美容関連分野	60				60
	その他分野	63		7	56	
求職者支援訓練（基礎コース）		125				125
	合計	1,370	80	497	338	455
	（参考） デジタル分野	354		109	150	95

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。